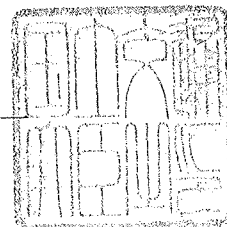


国海員第 20 号
平成 30 年 4 月 19 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 302 号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）等の一部を改正する省令案を別紙に従って行うことについて、船員法第 110 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

1 特定海域運航責任者関係

- ① 特定海域を定めることとする。
- ② 特定海域を航行する船舶に係る新たな資格区分として甲種特定海域運航責任者及び乙種特定海域運航責任者を規定し、その乗組みに関する基準を定めることとする。
- ③ 甲種特定海域運航責任者及び乙種特定海域運航責任者の職務を定めることとする。
- ④ 甲種特定海域運航責任者及び乙種特定海域運航責任者の認定について定めることとする。
- ⑤ 学科講習の登録の申請、登録の要件及び登録の更新等について定めることとする。
- ⑥ 登録学科講習の実施に係る義務として、講習の内容及び講習時間等について定めることとする。
- ⑦ 特定海域運航責任者の認定の更新について定めることとする。
- ⑧ 甲種特定海域運航責任者及び乙種特定海域運航責任者の資格の認定要件を定めることとする。
- ⑨ 登録学科講習の講師の条件を定めることとする。
- ⑩ 特定海域運航責任者の認定申請書、認定の証印、認定更新申請書の書式について、所要の改正を行うこととする。

2 その他

- ① 特定海域に入域するとき及び出域するとき又は海氷の密接度が著しく変化したときに、その概

要について航海日誌への記載を義務付けることとする。

- ② その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部改正関係

船員法施行規則の改正に合わせて文言の修正等を行うこととする。

第三 船員の労働条件等の検査等に関する省令（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部改正関係

- ① 海上労働証書の有効期間の延長に関して国土交通省令で定める事項として、定期検査を外国において受けた場合など速やかに当該証書の交付を受けることが困難である場合と定めることとする。

- ② その他所要の改正を行うこととする。